

# 核兵器禁止条約プロセスにおける 市民社会の役割 —ICANを事例として—

2018.6  
川崎哲





2007.4 ICAN、オーストラリアで発足

2010.4 赤十字国際委員会(ICRC)の声明

5 NPT再検討会議、核兵器禁止条約に留意

2011.3 ICAN、ジュネーブ国際事務所設置

2012.5 核の非人道性に関する共同声明(16カ国)

2013.3 核の非人道性に関するオスロ会議

10 日本、非人道性共同声明に参加

2014.2 核の非人道性に関するナジャリット会議

12 核の非人道性に関するウィーン会議

2015.1 人道の誓約

5 NPT再検討会議、禁止条約を議論

2016.2~8 禁止条約に関する国連作業部会

12 禁止交渉開始のための国連決議71/258



## HUMANITARIAN IMPACT OF NUCLEAR WEAPONS

Oslo, Norway 4-5 March 2013







# 禁止条約交渉に向けたICANの活動

- 核兵器の非人道性 世論喚起  
被爆者証言、科学的研究、メディア
- 核兵器の非人道性 共同声明への参加国拡大
- 核兵器の非人道性 國際会議への参加、発言
- 「人道の誓約」 賛同国の中立化

# ピースボートのおりづるプロジェクト

## ヒバクシャ地球一周 証言の航海



# 核兵器禁止条約交渉会議

●国連総会決議 71/258  
核兵器の全廃につながるような、核兵器を禁止する  
法的拘束力ある文書（=条約）を交渉する国連会議

●議長 エレイン・ホワイト大使（コスタリカ）

●コア・グループ  
オーストリア、ブラジル、  
アイルランド、メキシコ、  
アイルランド、南アフリカ  
+ ICRC

●会議の日程  
3月 27～31日  
6月 15日～7月 7日



# 市民社会の参加、被爆者の発言



開会にあたりスピーチする藤森俊希・日本被団協事務局次長(左)

豪州の核実験被害者スー・コールマンさんと在加被爆者サーロー節子さん(右上)

核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)メンバーら(右下)



2017.7.7  
核兵器禁止条約、採択



# 核兵器禁止条約

## Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

Voting Ended	7/7/2017	10:47:53 AM
<b>Item 9, A/CONF.229/2017/L.3/Rev.1</b>		
<b>Draft treaty on the prohibition of nuclear weapons</b>		
AFGHANISTAN	CAMEROON	FRANCE
ALBANIA	CANADA	GABON
ALGERIA	CENTRAL AFR REP....	GAMBIA
ANDORRA	CHAD	GEORGIA
ANGOLA	CHILE	GERMANY
ANTIGUA-BARBUWA	CHINA	GHANA
ARGENTINA	COLOMBIA	GREECE
ARMENIA	COMOROS	GRENADA
AUSTRALIA	CONGO	GUATEMALA
AUSTRIA	COSTA RICA	GUINEA
AZERBAIJAN	COTE D'IVOIRE	GUINEA-BISSAU
BAHAMAS	CROATIA	GUYANA
BAHRAIN	CUBA	HAITI
BANGLADESH	CYPRUS	HOLY SEE
BARBADOS	CZECH REPUBLIC	HONDURAS
BELARUS	DEM PR OF KOREA	HUNGARY
BELGIUM	DEM REP OF THE CO...	ICELAND
BELIZE	DENMARK	INDIA
BENIN	DJIBOUTI	INDONESIA
BHUTAN	DOMINICA	IRAN (ISLAMIC REP...
BOLIVIA (PLURINATI...	DOMINICAN REP...	IRAQ
BOSNIA-HERZEGOVINA	ECUADOR	IRELAND
BOTSWANA	EGYPT	ISRAEL
BRAZIL	EL SALVADOR	ITALY
BRUNEI DARUSSALAM	EQUATORIAL GUINEA	JAMAICA
BULGARIA	ERITREA	JAPAN
BURKINA FASO	ESTONIA	JORDAN
BURUNDI	ETHIOPIA	KAZAKHSTAN
CABO VERDE	FIJI	KENYA
CAMBODIA	FINLAND	KIRIBATI
		KUWAIT
		KYRGYZSTAN
		LAO PDR
		LATVIA
		LEBANON
		LESOTHO
		LIBERIA
		LIBYA
		LIECHTENSTEIN
		LITHUANIA
		LUXEMBOURG
		MADAGASCAR
		MALAWI
		MALAYSIA
		MALDIVES
		MALI
		MALTA
		MARSHALL ISLANDS
		MAURITANIA
		MAURITIUS
		MEXICO
		MICRONESIA (FS)
		MONACO
		MONGOLIA
		MONTENEGRO
		MOROCCO
		MOZAMBIQUE
		MYANMAR
		NAMIBIA
		NAURU
		NEPAL
		NETHERLANDS
		NEW ZEALAND
		NICARAGUA
		NIGER
		NIGERIA
		NORWAY
		OMAN
		PAKISTAN
		PALAU
		PANAMA
		PAPUA NEW GUINEA
		PARAGUAY
		PERU
		PHILIPPINES
		POLAND
		PORTUGAL
		QATAR
		REP OF KOREA
		REP OF MOLDOVA
		ROMANIA
		RUSSIAN FED...
		RWANDA
		SAIN T KITTS-NEVIS
		SAIN LUCIA
		SAIN VINCENT-GRE...
		SAMOA
		SAN MARINO
		SAO TOME-PRINCIPE
		SAUDI ARABIA
		SENEGAL
		SERBIA
		SEYCHELLES
		SIERRA LEONE
		SINGAPORE
		SLOVAKIA
		SLOVENIA
		SOLOMON ISLANDS
		SOMALIA
		SOUTH AFRICA
		SOUTH SUDAN
		SPAIN
		SRI LANKA
		STATE OF PALESTINE
		SUDAN
		SURINAME
		SWAZILAND
		SWEDEN
		SWITZERLAND
		SYRIAN ARAB REP...
		TAJIKISTAN
		THAILAND
		THE FYR MACEDONIA
		TIMOR-LESTE
		TOGO
		TONGA
		TRINIDAD-TOBAGO
		TUNISIA
		TURKEY
		TURKMENISTAN



IN FAVOUR: 122



AGAINST: 1



ABSTENTION: 1

A/CONF.229/2017/L.3/Rev.1

交渉会議には130カ国以上が参加

2017.7.7 賛成122、反対1(オランダ)、棄権1(シンガポール)で採択

# 禁止条約交渉 主要な論点

## ● 禁止事項

威嚇、軍事的準備  
融資、通過  
実験

## ● 核保有国加入の道筋

申告、保障措置、検証

## ● 被害者援助の責任

## ● 脱退

## ● NPT、CTBTとの関係

## ● 国際機関

# 前文

- ・国連憲章の原則
- ・核がもたらす破滅的な人道上の結末／リスク
- ・倫理上の要請
- ・ヒバクシャと核実験被害者が受けてきた苦しみ
- ・先住民族への影響、女性への影響
- ・国際人道法の原則
- ・いかなる核の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則・公共の良心に反する
- ・核軍縮の遅さと核兵器に依存した軍事政策を憂慮
- ・NPT(礎石)とCTBT(・検証)の重要性
- ・平和軍縮教育
- ・赤十字、NGO、宗教者、議員、ヒバクシャの役割

# 第1条(禁止)

締約国は、いかなる場合も以下のことを行わない

- a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵
- b, c) 核兵器やその管理の移譲(直接、間接)
- d) 核兵器の使用、使用するとの威嚇
- e, f) これらの行為をいかなる形でも援助、奨励、勧誘すること
- g) 自国内に配置、設置、配備

# 第2条(申告)、第3条(保障措置)、 第4条(核兵器の完全廃棄)

## 第2条(申告)

核を「持っていたが廃棄した」か、「持っている」か、「他国の核を置いている」か30日以内に申告

## 第3条(保障措置)

IAEA保障措置(包括的保障措置)を最低限維持

## 第4条(廃棄)

- ・「持っていたが廃棄した」国→検証
- ・「持っている」国→廃棄プランを策定、実施・検証
- ・「他の国の核を置いている」国→速やかに撤去
- ・定期報告義務
- ・国際機関(international authority or authorities)

# 第6条(被害者援助と環境回復)

第5条(国内履行措置)

第6条(被害者援助と環境回復)

- ・核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務
- ・核兵器の使用・実験に関連する活動で汚染された環境を回復する義務

第7条(国際協力と援助)

核兵器を使用・実験した国の援助責任

# 制度的取り決め

第8条 締約国会議、再検討会議

・検証可能、不可逆的、時間枠をもった核廃棄に関する措置(議定書)

・非締約国、市民社会もオブザーバーとして招待される

第9条(費用)、第10条(改正)、第11条(紛争の解決)

第12条(普遍化)

第13～14条 署名 2017年9月20日から

第15条 発効 50カ国

第16条 留保 なし

第17条 脱退 12カ月前。武力紛争時は義務残る

第18条 他の条約との関係

この条約の義務と矛盾しない限り他条約を害せず

第19条 寄託者、第20条 正本

# 今後の課題

## 第1の課題

署名・批准の促進 → 50カ国で発効 / 被爆者の役割

## 第2の課題

核兵器禁止条約の存在についての広報、教育

## 第3の課題

核の傘下国の核政策 核使用・威嚇の「援助、奨励」

## 第4の課題

将来的加入を視野に入れた関与 検証等精緻化

## 第5の課題

企業・金融機関への働きかけ

# NGO活動の重点

1. 署名・批准の促進
2. 核依存国の政策をめぐる調査・議論
3. 核の非人道性と禁止条約に関する広報・教育

# 核兵器禁止条約に関する「調査」

## ■ノルウェー

2017年12月、議会の外交委員会は政府に対し、ノルウェーの核兵器禁止条約への加入がもたらす結果について調査することを要請。禁止条約と防衛政策の関係、NPTなど他条約との関係、NATOとの法的・政治的関係について、専門家や市民社会から知見をえつつ、2018年内に議会に報告すること、スウェーデンやイタリアなど他国の動きも参照すること

## ■イタリア

2017年9月、議会が政府に対して、条約への参加可能性の調査を要請

## ■スウェーデン

調査担当者が任命され、2018年10月末までに報告書が出される

# 核兵器の使用・威嚇の 「援助、奨励、勧誘」

## ■法的論点

- ・威嚇とは？ 使用・威嚇の援助、奨励、勧誘とは？
- ・国連憲章2条4項、日本国憲法9条1項との関係
- ・核兵器の使用・威嚇との「一体化」「後方支援」？

## ■政治的論点

日米同盟を維持しつつ、核兵器の「援助・奨励・勧誘」  
をしないという立場をとること(又はとらぬこと)が

- ・日米関係に与える影響
- ・被爆国日本の国際的地位に与える影響
- ・地域安全保障に与える影響

# 禁止条約の「部分的履行」？

■核廃棄の検証

■被害者援助、環境回復

※非締約国であっても、オブザーバーとして締約国会議に参加するなどして貢献が可能

# 新版 核兵器を禁止する

条約が世界を変える

川崎 哲



## ノーベル平和賞受賞! 核兵器禁止条約とは――

核なき世界への道筋を示す、画期的な条約が成立!  
条約ができるまでの経過と背景、そして成立後の  
課題を、ICAN国際運営委員が丁寧に解説。



わかる、使えるくはじめの1冊  
岩波ブックレット

定価（本体 620円 + 税）



参考：  
川崎哲  
岩波ブックレット  
「新版 核兵器を禁止する」

[pbglobal@peaceboat.gr.jp](mailto:pbglobal@peaceboat.gr.jp)